

平成27年度第2回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成27年12月25日（木）午後1時30分から

2 会 場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 出席委員 松良 千廣，青木 タマキ，伊藤 宣子，佐藤 宏郎，吉岡 弘宗，
小野寺 靖子，千葉 雅保，鈴木 一樹，後藤 武俊，菅野 仁，
山岸 利次，阿部 春美，菅原 通悦

（委員14人中13名出席）

(2) 欠席委員 佐々木 稲生

4 議題

(1) 調査審議事項について

- ① 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（利府おおぞら幼稚園）
- ② 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（八幡花園幼稚園）
- ③ 幼稚園の廃止について（愛児幼稚園）
- ④ 幼稚園の廃止について（中新田幼稚園）
- ⑤ 幼稚園の設置者変更について（九条幼稚園）
- ⑥ 学校法人の寄附行為の認可について（（仮称）学校法人結学館）
- ⑦ 各種学校の設置について（（仮称）未来の杜学園）
- ⑧ 専修学校の目的変更について（仙台ヘアメイク専門学校）
- ⑨ 専修学校の目的変更について（仙台YMCA国際ホテル専門学校）
- ⑩ 専修学校の廃止について（仙台医療技術専門学校）
- ⑪ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

(2) その他

- ① 私立学校の設置等に係る現地確認の実施について
- ② ホライゾン学園仙台小学校開設に伴う報告について

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨，報告があった。

松良会長が審議会運営規程により議長となった。

調査審議事項⑤から⑦までについて，設置者等に関する個人情報が含まれているため，運営規程第3条第3項の規程により会議を非公開とすることを決定した。

議長は，議事録署名人として青木委員と後藤委員を指名した。

(1) 調査審議事項

① 幼稚園の収容定員に係る学則の変更の変更について（利府おおぞら幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

（吉岡委員）

申しわけございません。部会で了承の部分で部会の人間が話をするというのも嫌ですけども、すっきりしない部分をやはり確認したいです。学則定員変更のために参考の表を出したという意味が私には分かりません。県内の人数がどうのこうのというような理由で学則定員を変更するという事は、私はないと思います。

むしろ具体的に県から示してほしいのは、利府おおぞら幼稚園さんに例えて話をしますと、2学級増やしますというのは、もう増えているのですか。募集に絡めるような形がどうなっているのかという部分が全く分からないじゃないですか。部会でもその辺の話をしても、どうもすっきりしないような部分で、またこんな話をしても申しわけないと思うけれども、何を基準に審議会があるのですか。利府おおぞら幼稚園さんは2学級増やすということで、もう募集をしていると思うのです。それが審議会を通った後の話だったらいいですけども、既に始まっているとすればおかしな話だと思います。

それと、利府第二小学校学区の人口動向、園児数動向を見ると、利府第二小学校学区の園児数が減っていて、岩切小学校学区の園児数は増えていると。幼稚園に通う子供たちの学区の園児数が増えているというような話を曖昧にしないでほしいです。というのは、利府の在籍の子供たちがどういう幼稚園に入園をしていて、隣接している部分の岩切小学校学区の園児数がこういう園児数だという話ならば分かるのですけれども、最初から定員がオーバーしているものですから、指導はしたけれども、今から推移的に増えるということで、今から増える話をまたするのかなと思うと私はがっかりします。以前よりも増えるような、今から増えますという話で園児数見直しをしているケースもありますけれども、今審議会に何を求めているのか、よく分かりません。

何を基準に審議会は審議するのですか。書類は揃っていると思う。それは書類は揃っているのかもしれないけれども、自校区という考え方も私立学校実態調査にはありながら、岩切小学校学区の園児数が増えているという部分についての規定は県には何もないわけですよね。その辺もはっきり言ってもらった方がはっきりします。実態調査ではいまだに自校区という言い方をしています。

それで、申しわけないのですけれども、今後のために、マップの中にどうして隣接の幼稚園を入れないのですか。住宅増の話を前回もしていますけれども、そのエリアにどういう幼稚園があるのかというのが分からないまま審議会です承という形になっているような気がします。何を基準に審議すればいいのでしょうか。

実態調査では自校区という言葉を使いながら、岩切小学校学区の園児数というのは、どこから出ているのですか。利府おおぞら幼稚園さんから出ているのですか。それとも県の方で数を拾っているのですか。その辺をはっきり言ってほしいなと思いま

す。その数は名簿で確認しているのですか。数も確認しないで数字を羅列したのですか。何か間違っているようなことをしているような気がするのですけれども。

この頃、定員増に対して言うと、実数はこうなっている、確かに定員オーバーしている。でも、浮き沈みがあって、5年も続けてヒートアップするような増加をする幼稚園の定員増の話は、みやの森幼稚園さん以外はないではないですか。

先ほど県の方から、定員オーバーしているために指導しましたという話をされましたけれども、定員増のオーバーで指導するという目安はどういうパーセンテージですか。そういうことが明らかにならないまま文言だけが先行して、数字がきれいに出ていれば定員増を認めてほしい、というような審議会なのでしょうか。今から市町村行政が主体となるような新しい制度に移行しようとしているのですが、県の審議会の中ではそういう市町村の枠組みがないから、園児数がオーバーしていて大変だろうと、その部分に関してこういうような設定で定員増をします。でも、文科省の定員の考え方というのは1学級35人で、3歳はこうです、4歳はこうです、5歳はこうですとは聞いていないですよ。何かめっちゃくちゃに文言を並べているような気がしますよ。4歳、5歳を185人にしますというのは何ですか。この頃、こういう出し方をしますよね。

個人的に反対とかということではなくて、基本的な流れが分からない部分に関して、本当にこれでいいのかなど。分からないのは私だけなのかもしれないけれども、何のために審議するのかというのが分かりません。

(松良会長)

今の御発言の中で質問というのは何でしょうか。

(吉岡委員)

全部です。いつまでも具体的な話を出さないからこういう話を言われるようなことになるのではないですか。定員の考え方というのは、県はどう考えているのですか。こういう考え方でいいのですか。

(松良会長)

事務局、お答えお願いいたします。

(事務局)

まず、2学級増やすということで、いつ頃までに増やすのかという御質問がございましたので、お答えいたします。

今回2学級増やすということで、幼稚園の図面で申し上げますと資料の7ページ目をお開きいただきたいのですが、遊戯室176.05㎡と書いてある、その隣に幼稚園(9)、幼稚園(10)と書かれた2つのお部屋がございますが、こちらのお部屋を増室する予定で今準備を進めているところでございます。こちらは今回定員増が認められましたら、平成28年4月から新定員でやってまいりますので、そちらに合わせて準備を進めていく予定となっております。

それから、先ほど自校区と、それからその他の学校区について御質問があったかと思いますが、自校区とその他の学区から通っている園児数につきましては、毎年5月1日現在の園児数の報告をいただいておりますときに、私どもの方で私立学校実態調査というものを実施しております、その中で各園の先生方に御報告をいただいているものでございます。こちらはこういった収容定員の増などを考えますときに、やはりこういったところからお子さんが幼稚園に通ってきているのか園としても知っておく必要があるということで、毎年調査に御協力をいただいております。委員から御質問がありましたとおり、名簿で一人一人県が確認しているのかと言われれば、それは多数の園がございまして、全て一人一人確認するということまでは手が回っていない状況ではございますが、ただ、こちらとしましても県の方から調査を依頼して各学校さんからお答えいただいている数字ですので、きちんとした数字で御報告いただいているものと考えております。

もう1点御質問をいただきました、自校区とその他の学校区について収容定員を考えると規定等があるのかという御質問でございますが、県で定めております収容定員の増員等に関する審査基準の中では、自校区から通ってきている園児さんとかその他の学校区から通ってきている園児さんについて、今は収容定員を考慮するときには考慮していないといたしますか、そういった規定は現在ないという状況でございます。また、幼稚園の収容定員を設定しますときに、自分の学校区の他の幼稚園の園児数がどのようになっているかというようなところも、審査基準上、特に規定等はないので、本日の資料の中にも同じ学校区にある幼稚園さんの園児数の状況などはお示ししておりません。

ただ、参考までに申し上げますと、先ほど利府第二小学校区の園児さんがほかの幼稚園にどのくらい通っているのかというような内容の御質問をされたかと思しますので、口頭で申しわけございませんが回答させていただきます。

同じ利府町内には利府おおぞら幼稚園のほかに3つの幼稚園がございまして。これらのうち、利府第二小学校区から通っている園児さんについてですけれども、まず利府聖光幼稚園というところがございまして、そちらには利府第二小学校区に住んでいるお子さんが10人、それから利府第二おおぞら幼稚園は2人、それから利府幼稚園には6人のお子さんが通っております。今回お話ししました利府おおぞら幼稚園につきましては、利府第二小学校区に居住する園児さんは例年80名から70名ということで、ほとんどが利府おおぞら幼稚園の方に通っているということがこちらの数字で分かってくるかなと思います。

それから、先ほどの1学級35人についてのお話でございますが、こちらは文科省の幼稚園設置基準で定められているのが35人という数字でございますが、こちらは園児さんの年齢ごとに数字が決まっているものではなく、あくまで1学級35人という基準になっております。県としまして、年齢別に各学級の園児数について特に規定は設けておりませんので、幼稚園の設置基準に従いまして1学級35人以下であるかどうか、そこで判断をさせていただいております。

それからもう1点、収容定員を超えた場合、どのくらいから指導の対象となるのかというお問い合わせがございましたが、私どもでは収容定員を1名でも超えているよ

うな場合については、必ず収容定員を遵守してくださいということで指導の対象とするようにしております。また、その指導の経過の中で、本日御説明しました利府おおぞら幼稚園のようにお子さんが増えている状況にあって、どうしても収容定員以上の申し込みがあって園児を受け入れざるを得ない状況が続いている幼稚園があった場合には、このような形で収容定員の増員の申請をするように指導しております。以上でございます。

(松良会長)

ありがとうございました。

皆さん、御質問、御意見ございますか。

(吉岡委員)

1人でもオーバーした場合には指導はする。それで、1学級35人はどういうふう維持するのですか。

それから、資料1の変更要で、保育所の平米数が微妙に減っている部分は何なのでしょう。

それと、保育室の見取り図に関して、幼稚園の教室、保育園としての保育室、どこかに分かるような文言が書いてあるのですか。分かるようなものがあるとすごく理解がしやすいです。それでも、増設するのに何で微妙に減っているのだろうなど。運動場も微妙に減っている部分は、数字の問題ですか。

(事務局)

先ほど1学級35人を超えた場合に指導の対象とするのかという御質問をいただきましたけれども、そちらももちろん指導の対象としておりまして、1学級ごとの園児数につきましては毎年5月1日の調査できちんと御報告をいただいておりますので、そちらが35人以上になっている場合は必ず指導対象としております。

それから、幼稚園と保育園の面積の関係でございますけれども、こちらは幼稚園と保育所、それぞれ専有部分と共有部分がございます。図面が白黒コピーで色分けしていないのでちょっと見づらいかと思うのですが、資料の7ページ目と8ページ目の図面をお開きいただきまして、7ページ目ですけれども、主に保育所で使用している部分には、ちょっと字が小さいのですが、保育所と書かれたお部屋が(1)、(2)、(3)と、こちらに3室ございます。こちらが保育所で使っております保育室となっております。そのほか保育所で専有して使用しているのは給食をつくる調理室の部分ということで、多目的室と書かれた場所のすぐ隣にあるその調理室などが保育所の専有部分となっております。

それから、遊戯室、多目的室、職員室、それから待合ホール、談話室などは幼稚園と保育所の共有部分の面積としております。この考え方ですけれども、1つの建物を幼稚園と保育室で共有して使う場合には幼稚園と保育所の専有部分の面積を出しまして、さらに共有している部分をそれぞれが専有している面積の案分比に応じて割るということになります。

今回、保育所部分の面積がなぜ減少したのかということですが、今回、幼稚園の保育室2室を増室することにより、幼稚園の園舎の専有部分が多くなってしまったので、幼稚園の専有部分の案分比が増えてしまうものですから、共有部分として使っている部分の面積を案分比で割りますとどうしても保育園の部分の面積が少なくなってしまうということで、数字上そのように出てきてしまうということでございます。

ただ、いずれにしましても、案分しても幼稚園と保育所はそれぞれ必要な面積を確保しておりますので、基準上は問題ないものと考えております。

また、運動場もなぜ減るのかというお話でしたけれども、これも運動場は幼稚園と保育所の面積の案分比で割りますので、今回幼稚園の面積が増えたことによって案分比でいいますと幼稚園の案分が増えてしまうので、保育所の面積の部分がちょっと少なくなってしまうということでございます。

ただ、いずれも基準は満たしているのです、面積上は問題ないものと考えております。以上です。

(松良会長)

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございますか。

(吉岡委員)

先ほども触れたのですが、利府第二小学校の学区等の園児数の推移で、増えているという言い方をしましたけれども、減っているところに関して訂正をしてくれるといいなと思います。利府第二小学校区の園児は減っていますよね。岩切小学校区の園児が45%も増えているという部分に関して、先ほどの話だと、利府第二小学校学区の分も園児数が増えているようですが、ここは減っているのです、それを正確に話してもらわないと、と思います。岩切小学校区の園児は増えているから大変だということであれば、そういうような話にまとめてくれるといいし、岩切小学校学区の園児が45%も増えていると、岩切の幼稚園の方にはもう行っていないと受け止めたくないような文章になっていますので、表現の部分でもう少し周りに影響を与えないような書き方というのはないものですか。非常に心外です。

(松良会長)

事務局、何か訂正することございますか。

(事務局)

利府第二小学校区に居住する園児数ということで、若干減少傾向にはありますけれども、先ほど増加していますと申し上げましたのは、資料5ページ目でございますが、利府小学校区の児童数が増えているという意味合いで御説明してきたつもりではあるのですけれども、小学校区で見ますと資料5ページ目、利府第二小学校平成21年度から26年度にかけて増えておりますし、利府第二小学校、利府町そのものも

就学前児童数が今後増えていく見込みということで、利府第二小学校区の園児数は確かに23年度から比較していくと若干減少傾向にはございますが、ただ、まだまだこれから就学前児童の人口が増えていくということで利府町でも統計上出しているところですので、こういったところも影響してくる可能性がありますので、こちらの要因として書かせていただいた次第でございます。

(松良会長)

ありがとうございます。ほかにはございますか。

(吉岡委員)

今から増えてくるというのであれば、どうして利府に幼稚園を新設するような話をしないのですか。そういうふうな話をした方が、よほど筋が通る。そういう話は進めないでしょう。利府の子供たちが大変増えてくるのにもかかわらず、幼稚園の数が一緒で、ましてや利府の子供たちじゃなくて岩切小学校学区の子供たちを入れて定員増をする部分がだめだとは言いませんけれども、利府の子供たちの受け皿をしっかり捉えるという部分は県の方の指導にはならないのですか。幼稚園に定員を1人超えただけでも指導をしておきながら、県として利府町の行政と話を進めるようなことというのはないのですか。

(松良会長)

吉岡委員に申し上げます。議題に沿った質問をお願いいたします。利府おおぞら幼稚園の定数変更でございますので。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

② 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（八幡花園幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

(吉岡委員)

八幡花園に関しては何も変わらない形で定員だけが変わるということで、募集する際にはどういう話になっているのですか。それもさっき聞いたけれども、具体的に見えないまま募集を既に行っているのかどうかというのは、すごく気になります。既に定員増を実施しているのであれば、審議会をしても、意味のないような話をしているのかなというような気がするのですけれども、それがまず第1点です。

それから、山王小学校学区に居住する園児数の推移で、増加していますと聞こえましたが、この2ページの中ほどの表では微妙に減っていますよ。八幡小学校の次に、山王小学校学区の園児数が多いから定員増で、ただ、八幡花園幼稚園から山王の岩切寄りのところまで住宅が今増加している。私もここを見ているので分かりますけれども、ここまでどれぐらい離れているのでしょうか。適正な距離でしょうか。要

望があれば、募集はどこまでもして構わないというような形の規定なのでしょうか。それを聞いてみたいと思います。

(松良会長)

まず、募集については部会審議を通った時点で私学審議会の審議中という形での募集をしていいのだということによろしいですか。

(事務局)

はい。

(松良会長)

それでは、そのほかについて何かお答えがありましたら、お願いいたします。

(事務局)

山王小学校学区の人数ということでの御質問ですが、こちら記載してございますとおり、幼稚園が所在している八幡小学校区について山王小学校学区に居住している園児が2番目に多いという状況が続いていると。若干上がり下がりはありますけれども、50名から60名、もしくは50名前半ということで、そういった人数を毎年受け入れているということでございます。

それから、通園バスの時間ということで御質問いただいたかと思うのですが、毎年5月1日バスの運行時間について御報告をいただいております、八幡花園幼稚園からは全て30分から40分でスクールバスは運行しているということで、それほど遠い場所ではないというふうに考えております。

ただ、幼稚園につきましては学区の縛りといいますか、通園時間の縛りというものには特にございませので、各幼稚園、いろいろな建学の方針のもと特色のある幼児教育を行っておりますので、保護者の方がその建学の方針と自分の教育方針が合った幼稚園に入れる、要するに学区に縛られない形で自由に幼稚園を選択できる状況となっておりますので、私どもの基準等に、園児を受け入れる場合に通園にかかる時間を何時間までにしなければいけないですか、そういった規定は今現在設けておりません。以上でございます。

(吉岡委員)

質問したと違えます。私はスクールバスの時間を聞いたのではなくて、距離はどれくらいあるのですかということで聞きます。県は健康管理を指導する文書も何か出していたような気がするのですが、そういう部分というのは、実態調査の際にも感ずる部分はないですかね。それがないとするとちょっと私は残念だなというのが、個人的な見解です。まず距離というものを把握しているのかどうか。

(事務局)

申しわけございません、それぞれのお子さんがどこに住んでいるかというところ

までは報告いただいております。

(吉岡委員)

個々の住居ですか。

(事務局)

はい。このあたり住宅が増えていると伺っていますけれども、距離までは伺っておりませんが、縮尺400メートルというふうな表示をしておりますので、それで見ますと2キロメートルから3キロメートルぐらいと思われまして。

(吉岡委員)

直線距離ですか。

(事務局)

そうですね、直線距離です。道路を使ってですと、またちょっと距離が変わってくるかと思えますけれども、2キロメートルから3キロメートルなのかなというふうに思われます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、あくまでもこの地域に住宅が増えているということでお示しをされておまして、お子さんが住んでいる場所から幼稚園までの距離というのはこちらで何ら規制をかけている部分ではないものですので、そこは御了解いただければと思います。

(吉岡委員)

私の話と違う話をしてしていますよ。私は子供の健康管理でどう考えるのだろうか、という話をしているだけです。

(事務局)

お子さんの健康管理として県として指導していくかどうか、という部分でございますが、先ほど申し上げましたとおり、今の基準で、保護者の方はそれぞれ保護者の方の教育方針に合った幼稚園を選ぶことになっておまして、それぞれの御家庭の御事情で幼稚園を選ぶというような状況でございます。

お住まいの近くの幼稚園を選ばれるお母様もいらっしゃるかと思いますし、またはお母様、お父様の職場のお近くの幼稚園を選ぶ方、いろいろな事情で幼稚園を選ばれていらっしゃるかと思います。幼児の健康状態等を考えれば近い幼稚園がというふうに考える場合もあるかと思いますので、そういった保護者の方はお近くの幼稚園を選ばれていらっしゃると思いますし、それ以外の理由で幼稚園を選ばれる保護者の方もいらっしゃると思われまして。

現在、幼稚園に対して居住している地域が何キロまでのお子さんしか受け入れてはいけませんとか、そういった基準、規制は県でも国でも全く設けておりませんので、その点については特に指導する対象とはなっておりません。以上でございます。

(松良会長)

ありがとうございます。
ほかに何かありませんか。

(吉岡委員)

園児数の増加の要因で、せいがん幼稚園については要因にならないのですか。

(事務局)

せいがん幼稚園もこの近隣にございますけれども、せいがん幼稚園はもう既に受け入れている園児が多数な状況で、幼稚園としてはこれ以上受け入れられない状況にあるということです。もしかすると影響はあるかもしれませんが、やはり山王小学校学区のあたりにお子さんが増えていることが影響として考えられるものと思われま。

(松良会長)

せいがん幼稚園は補助金の関係で理事が逮捕されたという幼稚園でございますが、あれだけの事件を起こしながら園児が全く減っていないと伺っております。
ほかに質問はございますか。

(山岸委員)

先ほど、私学文書課からの定員に関する指導というお話があったと思いますが、どういう指導がどういう法的性質のもとになされているのか、具体的にお話しただければと思います。

(松良会長)

お願いします。

(事務局)

収容定員は学校教育法等で県の認可事項となっています。それを認可定員というふうに呼んでおります。その認可定員は幼稚園で勝手に変えられるものではございませんので、こういった形で収容定員変更の申請をしていただいて、審議した上で変更することができるということになっております。

したがいまして、私どももこの認可定員の遵守については非常に厳しい指導を幼稚園にしております。まずは毎年園児数を御報告いただいておりますので、その園児数が認可定員を超えているような場合は指導という形で、口頭等で指導させていただくとともに、運営費補助金の関係で、例えば100名の認可定員に対して103名の園児を受け入れておりました場合に、その残りの3名については補助金の対象とはしておりません。そういった部分で収容定員を遵守していない幼稚園に対しては非常に厳しい指導となっております。

(山岸委員)

定員超過の部分で、定員を増やすようにという行政的な働きかけのものがあつたというふうなお話がありましたが、それに関して従う義務というのは、学校法人側には特段ないということによろしいのでしょうか。

(事務局)

定員増に対してでしょうか。こちらとしては定員増の申請をするようにというふうには、超えている幼稚園に対しては指導しています。ただ、幼稚園さんによっては一時的なものでおさまると考えて、認可定員を超えているのでその分補助金は出ないですけれども、このまま状況を見たいという幼稚園さんもあります。あとは、先ほど財政状況の説明をさせていただいておりますが、この財政状況に定める基準を満たすことができないので、申請ができないという幼稚園もございます。基本としてありますのが、資産に対する長期借入金の負債率ですけれども、こちらは負債率の基準を超えて借入れをしているような状況の幼稚園についてはそもそも申請ができない形をとっておりますので、収容定員を増やしたくても増やせないという幼稚園さんもございます。

ただ、私どもといたしましては、収容定員を超える状況が長らく続いていて、また、財政状況がこちらで定めている審査基準を満たしているものについては、速やかに収容定員の変更の申請をするように指導をする状態でございます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

③ 幼稚園の廃止について（愛児幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

(菅原委員)

指導要録の管理についてですが、中新田幼稚園については学校法人で管理していくこととなっておりますが、愛児幼稚園は廃止した場合に、宗教法人が管理していく上での事務規定というのか、指導していくときの留意事項には違いがあるのでしょうか。あるいは、どういったふうに指導していくのでしょうか。違いがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

中新田幼稚園につきましては、学校種が変わってもそのまま運営を続けていきますので、今までどおりの保存の方法になるかと思えます。宗教法人につきましては、現在幼稚園で定めている保存規程に従って適切に管理していくものと思われま。ただ、廃止してからの指導について、特にこれまで文書等でやりとりをしているものはないような状況にございますが、個人情報等含まれているものでございますか

ら、宗教法人さんの方でしっかりと管理してくださいということで、廃止認可と併せて口頭での指導となっていく部分かと思います。

(菅原委員)

学校管理規則の中で、指導要録の管理については規定されていますよね。これには該当しないのですか。

(事務局)

該当します。

(菅原委員)

そうしますと、何か起きた場合にはその管理規則に沿って指導していくということになりますね。

(事務局)

はい。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

④ 幼稚園の廃止について（中新田幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

(松良委員)

申請にある、中新田文化会館というのは、通称バツハホールですか。

(事務局)

はい。

(松良委員)

そのバツハホールのそばに認定こども園を新設することに伴う廃止とのことですが、御意見、御質問等あればお伺いいたします。

(佐藤委員)

指導要録について、便覧で文書保存期限を見ますと、永年になっていますよね。確か、この永年というのは変わったと記憶していたのですが、幼稚園がなくなって、教会で永年保存するというのは無理なので、やはりこれほどどこかで処分なり廃棄してもらわないと、中に個人情報も入っているわけですから、いつまでもしまっておくというのはちょっと乱暴すぎると思います。記憶違いだったら申し訳ありませんが、確か10年とか20年で、もう保管しなくても良いのではないのでしょうか。

どうなっているのでしょうか。

(事務局)

それぞれの区分によって20年と5年ということで、異なっております。資料が古いものとなっていたかと思しますので、申し訳ございません。

(菅原委員)

学籍の記録と、指導の記録と分かれていますよね。それぞれ年数が違うので、学籍が20年で、指導が5年ではなかったでしょうか。記憶ですけれども。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

⑤ 幼稚園の設置者変更について（九条幼稚園）

事務局から資料により説明を行なった。

特に質疑等なく、審議会として了承された。

⑥ 学校法人の寄附行為の認可について（（仮称）学校法人結学館）

⑦ 各種学校の設置について（（仮称）未来の杜学園）

⑥、⑦は関連があるため、事務局から一括して資料により説明を行なった。また、平成27年10月23日（金）に事務局、佐藤委員及び鈴木委員が行なった校舎等の確認の結果について、資料により事務局から説明した。

その後、佐藤委員から補足説明を行なった。

(佐藤委員：説明)

ただ今事務局から説明がありましたが、28ページ及び29ページに掲げているような疑問点がたくさんあって、とにかく現場に行きましょうということで、鈴木委員と、私と、事務局から2人で現地へ行かせていただきました。

結城徹さんという校長先生になる方と、その奥様のお二方にお目にかかりました。

はじめに、建物全体を見させていただきました。6階建てのビルですが、6階は屋上でエレベーターホールしかない、実質5階建てのような建物です。朝市の隣でして、朝市保育園の避難場所として、屋上を伝わってここへ逃げてくるという、非常に密集した場所です。避難経路も確認して参りましたが、写真のとおり、問題はありません。

私が一番疑問だったのが、本当にそんなに就学目的の学生さんがいるのかということでした。ほとんどが就労目的で来ているのではないかと感じていました。でも、授業風景を見せてもらいますと、出席率が92%ということで、本気で勉強していました。バイトをしなければならないという事情もあり、夜に授業をすれば間に合うのではないかとと思われるかもしれませんが、1日4時間、バイトに時間を取られるという

ことで、どうしても授業の時間は2年間では限られてしまうということ。そこで、もう1年程度日本で勉強して、上位の大学に進学したいというニーズが本当にあるようでした。その辺は誤解していた部分ですけれども、授業風景はとても熱心でした。

また、ベトナムが非漢字圏というのが、日本語の理解の上では大きいと思います。

ベトナムに現地スタッフを配置していて、スカイプで連絡を取りながら、直接学生をリクルートしてきていて、例えば現地の役所とかを経由しないで、直接学生を集めているそうです。それだけで集まるのか聞くと、口コミでどんどん学生が集まっていて、先日のお話では学生に困っている様子はありませんでした。

気がかりだと思ったのは、現地のスタッフが3人いて、これから人件費等かかるのですけれども、建物に学校法人としての負債はないのですけれども、会社としてはビルを買ったときの負債があるはずで、そちらがだめになると学校法人もだめになる可能性があるのです、その点は大丈夫なのかという心配をして参りました。

全体的な印象としては、今回の書類を見ていただいて分かるとおり、カリキュラムに関してもずいぶん進化したと思っていますので、是非とも皆様の御賛同をいただきたいと思っていますところでございます。以上、御報告申し上げます。

特に質疑等なく、審議会として了承された。

⑧ 専修学校の目的変更について（仙台ヘアメイク専門学校）

事務局から資料により説明を行なった。

（後藤委員）

3ページの教育課程のところ、「ABC検定」というのは一体どういうものかよく分からないので、教えてください。また、インターンシップについて、非常に長い時間をとっているように見えますけれども、系列のところに行っているのか、いろいろなところに行っているのか、そのあたりの情報をいただければと思います。

（松良会長）

事務局、分かりますか。

（事務局）

最初に御質問いただきましたABC検定の教科につきまして、ちょっと確認をしておりませんでした。申しわけございません。

インターンシップにつきましては、紀生グループという、美容やブライダル関係の教会等もお持ちの会社が関連のグループになっておりまして、そちらの結婚式場でインターンシップを行いまして、実際にお客様の結婚式をプロデュースしたりしているという話を聞いてございます。

(後藤委員)

卒業後、就職先というのは十分にあるような業界なのでしょうか。別に悪意を持って聞くわけではないのですが、インターンで人員を十分に回していて、資格を取ったら、あとは行くところが余りないとかということだったりするのか、邪推かもしれないのですが、ふと思ってしまったので、ついでにお聞きします。

(事務局)

毎年5月に私立学校実態調査というものを行っておりまして、そちらで就職者に関する状況についても調査をしています。全ての学科が込みの数字にはなりますが、平成26年度の卒業者が110名いまして、そのうち新規就職者が105名で、就職者のうち関連業種に就職した者は105名全員ということになっております。卒業者のうち残りの5名につきましては4名が就職を希望しない者と、1名は専門学校にさらに進学をされている方ということで、就職率としては、就職希望者は全員就職できているという状況ではございます。

(菅原委員)

今回の提案は課程の変更ではなくて目的の変更になるわけですね。ちょっとその辺が私も理解できなかったもので、説明していただけますか。

(事務局)

今まで衛生専門課程のみの設置でしたが、今回、商業実務専門課程を設置するに当たりまして、学校の目的の方もそれに伴って変更する必要があるということなので、目的の変更を行う際にはこちらの審議会の審議案件となってございますので、今回このような申請が上がってきているという経緯がございます。

(菅原委員)

つけ加えて。というと、今回後で資料12にある、審議会での現地確認の実施についての案の中でいうと、この件についてはどのような項目に入るのでしょうか。今回は目的変更という形で出てきていますから、専修学校の課程の設置の認可というところに入ってくるのではなくて、目的変更の審議ということであればどの項目に入ってくるのですか。

(事務局)

資料12の3ページになりますが、今回の目的の変更の申請につきましては、「学校に関する事項」の上から5番目のところで、「対象となる県内の現在の学校種」が専修学校となっておりますが、こちらに「目的の変更」というものが入ってございますので、今回こちらの方で申請が上がってきているというもので、現地確認の対象にはならないということです。

こちらの「学校に関する事項」の④に「高等課程、専門課程、一般課程の設置」という部分がございますが、今回はもともとの専門課程の中で新しい分野を設置す

るというような考え方になりますので、目的の変更という部分に該当しまして、専門課程の設置案件ではないというような形になっております。そのため現地確認の対象とはなっていないというような状況になっております。

(菅原委員)

分かりました。ちょっとすっきりしないですが、重要なことではないですけども、どちらかなど。目的変更なのか、教育課程の変更なのか、新設なのか、その辺に該当してくる、重なってくる部分がたくさんございますので、そういう名称で審議会に出していただいた方が我々としては楽なのかなというふうなところです。分かりました。

(事務局)

すみません、補足で、先ほどABC検定について御質問がございましたけれども、「アソシエーション・オブ・ブライダル・コンサルタンツ」という、略してABCという、全米ブライダルコンサルタント協会というものがあるそうでございます。そのABC協会の認定するブライダルプランナー検定というものがございまして、欧米で活躍するプランナーが属する、国際的に最大規模の全米ブライダルコンサルタント協会が、その求められる知識と能力を認定する全国一斉の試験だということでございます。このABC検定に向けた試験対策といった学習をする科目のようでございます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑨ 専修学校の目的変更について（仙台YMCA国際ホテル専門学校）

事務局から資料により説明を行なった。
特に質疑等なく、審議会として了承された。

⑩ 専修学校の廃止について（仙台医療技術専門学校）

事務局から資料により説明を行なった。
特に質疑等なく、審議会として了承された。

⑪ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

事務局から資料により説明を行なった。

(吉岡委員)

教員数が32人から34人に増えるということで、会場は減ったものの人員が増えたというのはどう解釈したらいいのかなど。専任の人数は同じということなので。会

場が減った分、教員が減ってもよさそうな感じがしますが、カリキュラムの科目の部分なのでしょうか。

(松良会長)

変更後、教員の数が増えています。事務局で分かりますか。

(事務局)

会場数は変わるのですが、生徒数が変わるものではありませんので、対応する教員としては同等の人数が必要になってくること、それから、青森県の会場は新しくなりますので、その分少し人数を増やしたということで、こういった変更になっております。

(吉岡委員)

あと、日曜日だけだったスクーリングを、水曜から日曜に日数を増やすということですね。

(松良会長)

よろしいですか。

(吉岡委員)

はい。

(後藤委員)

この仙台育英学園そのものについてではなくて、手続面のことで確認ですけれども、今回の事案は広域通信制であり、こういったものは例えば駅前等にたくさんあるように見受けられますが、基本的にはこういった変更届などは設置者が所在する県に申請すればいいと理解していいのかということが1つです。もしそうだとすると、多分、県内にこういった種類の学校といますか、あるいは会場が一体どれぐらいあるのかということが、分からなくなると思うのです。在籍者数などが分かれば聞きたいところですが、そこまでは分かればの範囲で結構です。教えてください。

なぜそういったことまで伺いたいかといいますと、こちらの仙台育英学園さんがどうかということとは全く別に、一般論としてよく聞こえてくるのが、通信制を出ても全く学力が付いていないという話です。足し算も引き算もできないまま卒業証書だけもらったというような事例などを、たまに新聞等で見ますが、そういったこともあって少し気になる場所ですので、最後に申し上げたのは感想のようなものですので、分かる範囲で、最初にお聞きした2点だけお答えいただければ結構でございます。お願いします。

(松良会長)

通信制の学校はたくさんあると聞いていますけれども、特に私立学校の業界から

は、株式会社立の学校が「金さえくれば単位はやる」みたいなことをやっているというようなことがあって、そこに文科省が随分疑問を付けているということがございますが、事務局の方から何かお答えありましたか。

(事務局)

まず、手続上、設置者が県外に所在する学校が、県内にスクーリング会場等を設置する場合、設置者が所在する都道府県で手続を行うこととなります。

それから、県外設置者のする学校について、県内にどれぐらいのスクーリング会場があるかということですが、こちら把握している範囲ということにはなりませんけれども、62校の学校が本県を教育区域としています。

(事務局)

すみません、ただいまの学校の件数で御説明させていただきます。県内には現在、広域通信制課程をもつ学校が、仙台育英学園高校と仙台白百合学園高校の2校ございます。各県から通信制高校新設の際、宮城県を教育区域にしていいたという照会がございまして、その照会を集計した数字に2校を入れますと、62校という数字を把握してございます。これに生徒が何人いるかというのは、私どもでは把握はしていないところです。

(伊藤委員)

ネットによる授業というのは時代の趨勢なのかな、というふうにも思っておりますけれども、やはりこの通信制で学ぶ高校の年齢の子供たちというのは、背景にいろいろな事情を持ちながらここにたどり着く子供たちも多いのではないかなというふうに思うのです。そうなったときに、新しい手法での教育環境を整えていくといったときに、先進校があるかと思っておりますけれども、その辺のところはどうなのか、できれば聞かせていただきたいと思います。

それから、後藤委員の方でも話が出ましたけれども、設置者が仙台市にいます。学校は青森とか沖縄とか、そういうところで行われます。そういったときに、県外の方での教育環境がどうなっているのか、私たちには見えてこないですね。審議会のメンバーとしては、設置後はどのように動いているのかというふうなことがちょっと心配です。どうなっているのか分からないので、変更と言われても、それで「ああ、そうですか」というふうなことがちょっとしにくいな、ということも感じています。

(松良会長)

広域通信制がやっていることをいちいち視察したら大変なことになるかと思いますが、事務局から何かありますか。

(事務局)

まず、最初の方の御質問ですが、広域通信の新しい学習形態、学習環境というふうなところの動きということでございましょうか。

(伊藤委員)

はい。ネットスクーリングということでネット関係で授業が行われているということ。

(事務局)

広域のうちのどのぐらいがこれを実施しているのかどうか、実態そのものまではこちらで把握しておらず、資料もございませんが、学習指導要領の中で通信制の課程におけるメディア等を利用した教育活動が、資料の21ページのように示されてございますので、この基準に従って実施している学校は仙台育英学園以外にも多々あるというふうに認識しております。

もちろん学習指導要領上、いわば対面的な指導でないものを一部導入するに当たっても、最終的には対面的な指導というものが重要であり、それを欠かしてはならないというふうな一文は、確か学習指導要領の中に入っていたかというふうに認識しております。

それから、他県における教育について、本県に学校設置者がいて、他県に教育施設を置く部分についての動向につきましては、毎年为学校の実態調査の中で、他県の施設状況、教職員の状況等につきまして、学校への聞き取りという形で確認をしております。

なお、広域通信制につきましては、今、教育課程の審議会等でも1つの検討事項になっていたかと思ひまして、将来的には広域通信制のガイドラインですとか、第三者的な評価ですとか、そういう部分のところは方向性としては出ていたかというふうに思っております。

(青木委員)

すみません、参考までに。仙台白百合学園は通信制課程を開設して2年目ですけれども、本校は本当に小規模校でございまして、他県に学習所とか、そういうものを一切持っておりません。教育区域としては東京、神奈川、千葉、埼玉、宮城、福島、岩手、山形、北海道、青森と、10カ所に居住する者を受け入れています。というのは、各道県に姉妹校がございまして、ですけれども、その生徒さんたちは全員、集中スクーリングで本校に来てもらって、授業や試験を受けています。ですから、夏、冬とか、親が大抵一緒に付いてこられますけれども、人によって三泊四日で、本校で全部スクーリングをいたします。試験も全部本校でいたしますので、一切協力校やサポート校はありません。そういう小さな通信制の学校もあるということ、ちょっと御認識をいただきたいと思ひます。

(山岸委員)

通信制課程の中退率，あるいは卒業率というのは分かりますか。

(松良委員)

ちょっと無理ですか。

(事務局)

ちょっと，難しいです。

その他特に質疑等なく，審議会として了承される。

(2) その他

① 私立学校の設置等に係る現地確認の実施について

事務局から資料により説明を行なった。

特に質疑等なく，事務局案のとおり現地確認を実施することとなった。

② ホライゾン学園仙台小学校開設に伴う報告について

事務局から資料により説明を行なった。

特に質疑等なし。

(以下余白)